

宮古市私道等整備事業補助金交付要綱

令和元年6月21日告示第11号
令和元年11月18日告示第71号
令和2年10月5日告示158号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の私道等の整備を促進し、生活環境の向上及び交通安全に資するため、私道等の整備を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、宮古市補助金交付規則（平成17年宮古市規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私道 国及び地方公共団体以外の者が所有し、かつ、管理している道路であって、現に一般の交通の用に供しているものをいう。
- (2) 法定外公共物 道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受けない道路であって、市が所有しているものをいう。
- (3) 私道等 私道及び法定外公共物をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、この告示により私道等の整備を行う者であって、当該私道等に面する家屋に居住する者のうちから選任されたものとする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 私道等の舗装の新設又は改良
 - (2) 私道等に付随する排水施設の新設又は改良
 - (3) その他私道等を整備するために市長が必要と認める事業
- 2 補助事業は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。
- (1) 私道等の幅員が1.8メートル以上あること。
 - (2) 私道等の両端又は一端が公道に接していること。
 - (3) 私道等に面して3戸以上の家屋が現存していること。
 - (4) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項又は第4項の規定により登記所に備える地図又は地図に準ずる図面により、私道等に接する土地の境界が明らかであること。
 - (5) 工事の支障となる所有者が不明な構造物等がないこと。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、補助事業とすることができる。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる整備の区分に応じ、補助事業に要する経費に当該各号に定める率を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、

その端数を切り捨てた額)とする。ただし、その額が200万円を超える場合は、200万円とする。

(1) 私道のみを整備する場合 2分の1

(2) 私道等を整備する場合(前号に掲げる場合を除く。) 4分の3

(事前協議)

第6条 交付対象者は、この告示による補助事業を行おうとする場合には、あらかじめ市長に協議しなければならない。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第4条に定める申請書及び市長が定める書類は、次のとおりとする。

(1) 宮古市私道等整備事業補助金交付申請書(様式第1号)

(2) 宮古市私道等整備事業申請者選任書(様式第2号)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(交付決定通知)

第8条 規則第7条の規定による通知は、宮古市私道等整備事業補助金交付決定・不交付決定通知書(様式第3号)によるものとする。

(変更等の承認申請)

第9条 規則第6条第1項第1号から第3号までの規定に基づき市長の承認を受けようとする場合は、宮古市私道等整備事業変更(中止、廃止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請があった場合において、市長がこれを適当と認めたときは、当該申請をした者に対し、宮古市私道等整備事業変更(中止、廃止)承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助事業の施行)

第10条 補助事業は、市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び条件付一般競争入札の参加者の資格等に関する規程(平成17年宮古市告示第15号)により資格を認定された業者又は市内に主たる事務所若しくは本店を有する業者が施行しなければならない。

(補助事業着手の届出)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定を受けた日から1月以内に補助事業に着手するものとし、補助事業に着手する前に宮古市私道等整備事業着手届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第13条の規定による報告は、宮古市私道等整備事業実績報告書(様式第7号)によるものとする。

(検査)

第13条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、14日以内に検査をしなければならない。

2 市長は、検査の結果不適合と認めたときは、直ちに工事のやり直しを補助事業者に命じることができる。

(補助金の額の確定)

第14条 規則第14条の規定による通知は、宮古市私道等整備事業補助金額確定通知書（様式第8号）によるものとする。

（補助金の請求）

第15条 規則第16条本文の請求は、宮古市私道等整備事業補助金請求書（様式第9号）によるものとする。

（書類の保存）

第16条 補助事業者は、当該補助事業に係る書類を整備し、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附 則

- 1 この告示は、令和元年6月21日から施行する。
- 2 この告示による改正後の宮古市私道等整備事業補助金交付要綱の規定は、令和元年度の予算に係る補助金から適用し、平成30年度までの予算に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 平成28年台風第10号により被災した私道等に係る令和2年度分及び令和3年度分の補助金については、第5条中「得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とあるのは「得た額」と、同条第1号中「2分の1」とあり、及び同条第2号中「4分の3」とあるのは「10分の10」とする。
- 4 令和元年台風第19号により被災した私道等に係る令和元年度分から令和3年度分までの補助金については、第5条中「得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とあるのは「得た額」と、同条第1号中「2分の1」とあり、及び同条第2号中「4分の3」とあるのは「10分の10」とする。

附 則

この告示は、令和元年11月18日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年10月5日から施行する。